

沿岸広域振興局長告示第33号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成28年3月18日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371000175	公益社団法人陸前高田市 シルバー人材センター	公益社団法人陸前高田市シルバー 人材センター指定居宅介護支援事 業所	陸前高田市高田町字 中田62番地1	平成28年3月31日